

フロー図（利活用希望者）

申請から空き家バンクの利用登録まで

1 申請書の提出

『空き家バンク登録申請書(利活用希望者)』

にご記入いただき、必要書類を添えて提出してください。



提出するもの

- 空き家バンク登録申請書(利活用希望者)
- 活動概要等がわかる写真
(居住以外を目的とする方)

2 書類等の審査

提出いただいた書類を確認いたします。
※ 1週間～10日程度お時間をいただきます。



3 利用登録可否のお知らせ

書類等の審査後、空き家バンク利用登録の可否についてお知らせします。

— 登録可の方 —

- ・ 空き家バンク登録台帳への登録
- ・ 空き家バンクへの掲載（希望者のみ）

お願い

- ① 登録期間は、2年間です。
継続を希望する場合は、再度申請をしてください。
- ② 申請した情報に修正・変更がある場合は、
『空き家バンク登録事項変更届』を提出してください。
- ③ 空き家バンクの登録を取り消す場合は、
『空き家バンク登録取消届』を提出してください。

空き家バンクの利用登録から契約まで

I 所有者と交渉したい場合

1 住宅課へ相談

住宅課へ該当者をお知らせください。
(来庁またはメール)
住宅課から所有者へ連絡します。



交渉の可否についてご連絡いたします。

II 所有者から交渉の希望があった場合

1 電話等でご連絡します

住宅課からご連絡いたします。
交渉に応じるかご検討いただき、
必ず住宅課へご連絡ください。



※ 「交渉可」の場合は、所有者へお名前と
ご連絡先をお伝えします。

ここから先は、所有者・利活用希望者双方で進めていただきます。

2 交渉(内覧等)

「交渉可」となった場合は、
『交渉申請書』を提出してください。



所有者と日程調整のうえ、内覧や条件の交渉等
をしてください。

3 契約

交渉後、契約の成立・不成立について、
『空き家バンク交渉報告書』
を提出してください。



契約が成立した場合は、空き家バンクの掲載
を終了します。

2 交渉(内覧等)

所有者と日程調整のうえ、内覧や
条件の交渉等をしてください。



※ 『空き家バンク交渉申請書』は、所有者から
提出していただきます。

3 契約

契約が成立した場合は、空き家
バンクの掲載を終了します。



※ 『空き家バンク交渉報告書』は、所有者
から提出していただきます。

